

板橋区 感染拡大防止協力金 を交付します!

板橋区では、新型コロナウイルス感染症の拡大における緊急経済対策として、区内に店舗（事業所等）がある中小飲食事業者等を支援するため感染拡大防止協力金給付事業を実施します。

制度の詳細や申請書類については、板橋区ホームページをご確認ください

板橋区感染拡大防止協力金

検索



交付金額

A区分	区内事業所に勤務する 従業員が5人以下 の場合	一事業者につき 10万円
B区分	区内事業所に勤務する 従業員が6人以上 の場合	一事業者につき 20万円

- ※ 店舗が複数ある場合でも、**一事業者1回のみ**の交付です。
- ※ 申請後の**変更や追加はできません。**
- ※ 直近の確定申告書類にて、**従業員数が6人以上であることが確認できる場合に** B区分での申請ができます。

● 従業員とは

本事業における従業員とは、正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、申請者が常時雇用し、労働基準法第20条の規定に基づき「予め解雇の予告を必要とする者」で、かつ主として区内事業所に勤務している者を指します。

従業員となる方……………正社員・パート・アルバイトなど

従業員とならない方……代表者本人・会社役員・同居親族・日雇いアルバイトなど

- ・従業員数は、直近の確定申告書類に記載した従業員のうち、上記「従業員となる方」の人数です。
- ・本協力金の申請時点の従業員数ではありませんのでご注意ください。



いたばし
観光キャラクター
りんりん
ちゃん

対象になる事業者

- ① 東京都から「**営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金^{*}**」の支給決定を受けていること
- ② 上記の対象となる「**営業時間短縮等を行った店舗**」の**所在地が区内**であること

※ 令和2年11月28日～令和2年12月17日実施分 または
令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分のいずれか

※ なお、上記期間以降について、今後交付対象となる予定です。詳細については、後日、区ホームページでお知らせします。

申請受付期間

令和3年3月1日(月)～令和3年5月31日(月)

消印有効

❖ 申請に必要な書類 ❖

下記①のみホームページからダウンロードし、②～⑤はご自身でご準備ください。

申請書類

全員提出

- ① 板橋区感染拡大防止協力金 申請書 兼 請求書 (第1号様式)
- ② 東京都「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金※」の支給決定通知のコピー
※令和2年11月28日～令和2年12月17日実施分または
令和2年12月18日～令和3年1月7日実施分いずれか1通
- ③ 板橋区保健所長が交付した営業許可書のコピー
上記②で支給決定を受けた板橋区内の店舗のもの
- ④ 振込先口座確認書類のコピー
金融機関名、支店名または支店コード、預金種別、口座番号、口座名義が確認できる通帳またはキャッシュカードなどのコピー

B区分申請のみ提出

- ⑤ 従業員数を確認できる書類 (直近の確定申告書類)
【個人事業者】青色申告の方：所得税確定申告書および所得税青色申告決算書のコピー
白色申告の方：所得税確定申告書および収支内訳書のコピー
【法人】法人税確定申告書及び法人事業概況説明書のコピー
※申告書類には、税務署の受領印が必要です。e-Taxで申告している場合は、これらに相当するものを提出してください。

ホームページから書類をダウンロードできない方は、
コールセンターに **電話でご請求** ください。

書類の送付先

※申請受付方法は郵送のみとなります。

板橋区感染拡大防止協力金給付事業事務センター
〒176-0012 東京都練馬区豊玉北 3-21-7 アリアス桜台ビル7階
パーソルワークスデザイン株式会社 電話番号：0120-004-757

書類の郵送を
お願いします…



Q&A

複数の店舗があっても申請できるのは一度ですか？

申請できるのは一事業者あたり1回です。

A区分の申請を行う場合は、確定申告書類は不要ですか？

A区分の申請を行う方は、確定申告書類の提出は不要です。

確定申告書類にアルバイトなどを含めず記載しているが、どうすればよいですか？

直近の確定申告書類で6人以上の従業員が確認できない場合は、A区分の申請をしてください。

問い合わせ先

板橋区感染拡大防止協力金給付事業コールセンター

 **0120-004-757** 平日9時～17時



協力金交付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください。
不審な電話や郵便、メールが届いたら、
最寄りの警察署 (または警察相談専用電話#9110) にご連絡ください。

